



岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第 42 号

令和 8 年 7 月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない大切な財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくしては、農村の環境を守ることはできません。



水戸野のシダレザクラ（樹齢約 400 年）・白川町

目 次

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第 19 回通常総会開催	2
令和 7 年度 多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介	3
令和 8 年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について	5
「田んぼダム」の取り組みについて	6
共同活動の安全な実施について	8
熱中症対策について	10
お知らせ	12

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

第19回通常総会開催

令和8年3月6日（金）午前11時より、岐阜市藪田南 OKB ふれあい会館において、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会第19回通常総会を開催しました。総会では、藤原勉会長が「市町村等の事務支援を始め、組織の広域化への誘導及び設立支援や、保全活動等の推進指導など、地域の円滑な事業推進に向けて、積極的に支援していく」とあいさつされました。また、地域資源の保全管理活動に多大な効果を発揮された2活動組織を優良活動組織として表彰しました。心よりお祝い申し上げます。



＜議決事項＞

第1号議案：令和6年度事業報告、収支決算並びに財産目録の承認について

第2号議案：令和7年度収支補正予算の承認について

第3号議案：令和8年度事業計画並びに収支予算の議決について



中東小藪地域づくり協議会（羽島市）



萩原東四天農（下呂市）



記念撮影

令和7年度 多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介

活動組織名 中東小農地域づくり協議会(羽島市)

認定農用地面積 48.62ha

交付対象面積 45.49ha

活動の表題 **～農業学校でつなぐ未来とふるさとの絆～**

活動の概要 平成19年度より本活動に取り組んでいる活動組織で、「女性部」を中心とした遊休農地対策として花の植栽や野菜の栽培、「農業学校」の開講など農地の有効活用や環境美化活動に留まらず、SNS を駆使して活動のPR を行うなど地域の活性化にも大きく貢献しています。また、「農業学校」においては子ども達が「野菜の栽培、収穫、食す」までの一連の流れを体験することで、自然や農業への関心を育み、親世代にも野菜作りの基本を伝えるなど、世代を超えた学びと交流の場を創出しています。



農地維持活動（草刈り）

地域から一言 「農業学校」の開講によって、次世代への継承や地域コミュニティの活性化に寄与しています。特に子ども達にとって「野菜を育て、収穫し、みんなで食べる。」という体験は大変人気があり、楽しみながら学べる貴重な機会となっています。これからも地域の皆さんと力を合わせて、次の世代に誇れる「ふるさと」を残していけるよう活動を続けていきたい。



いちご狩り体験



栽培・収穫体験



スイカ試食会

活動組織名 萩原東四天農（下呂市）

認定農用地面積 15.52ha

交付対象面積 15.52ha

活動の表題 ～農村の多面的機能を次世代の子ども達へ～

活動の概要 平成26年度より本活動に取り組んでいる活動組織で、水路等の維持管理や獣害防護柵の維持管理、長寿命化活動にも取り組んでおり、中山間地域の農村地帯であっても非農家も積極的に活動に参加することで、地域の活性化に繋がり活動が定着しています。また、地元小学生と連携し、農作業などの体験学習を通じ、農用地や農業用水等の重要性を子ども達に伝えていく活動を毎年実施する等、自分たちの力で地域を守っていききたいという願いの込められた活動がいくつも展開されています。



農地維持活動（水路の草刈り）

地域から一言 地元小学生と連携し、農作業を通じて農用地、農業用水等の重要性を子ども達に伝えていく体験学習を毎年度実施していることから、地域の協力やまとまりが向上してきました。これからも多面の活動を通じて地域が一体となり、歴史や農村環境を次世代に繋げていきたい。



集落内清掃活動



農業体験（田植え）



農業体験（田植え）

令和 8 年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について

令和 8 年度に活動期間の終了を迎える活動組織は、次の点について注意が必要です。

1. 各種研修の実施について、5 年間の活動期間中に 1 回以上の実施が必要。

- ・農地維持支払の「事務・組織運営等に関する研修」と「機械の安全使用に関する研修」、資源向上支払（共同活動）の「機能診断・補修技術等に関する研修」を 5 年間の活動期間中に各 1 回以上実施する必要があります。実施できているかを確認しましょう。

2. 地域資源保全管理構想について、5 年間の活動終了時までに策定が必要。

- ・農地維持支払活動に取り組んでいる活動組織では、5 年間の活動終了時までに「地域資源保全管理構想」を策定し、関係市町村に提出する必要があります。提出漏れにならないように確認しましょう。

3. 令和 9 年度も引き続き活動を継続するには、事業計画書の取りまとめが必要。

- ・令和 9 年度も引き続き活動を継続する場合は、新たな事業計画書を令和 9 年 6 月 30 日までに関係市町村へ提出する必要があります。

令和 8 年度からの事業計画書を早めに取りまとめましょう。

事業実施期間の終了を迎える組織は、 新たに事業計画の認定が必要になります!!

☞ 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

☞ 事業計画をつくるのは大変なの？

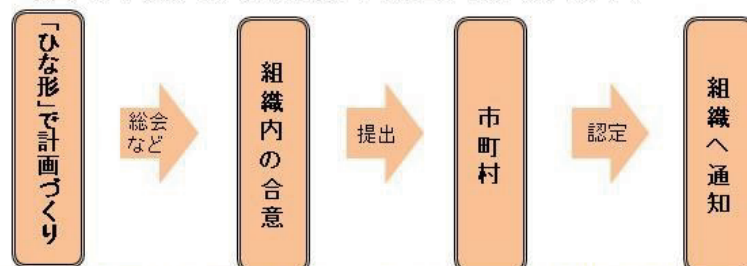
簡単!!

- 事業計画書（様式第 1-2 号）の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すれば OK です。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画が出来ます。

☞ どんな手続きが必要なの？

早めに
準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、できるだけ、実施期間終了年度（令和 8 年度）の 3 月中に事業計画をつくりましょう。

「田んぼダム」の取り組みについて

令和3年度の制度拡充により、多面的機能支払交付金の活動として水田貯留機能の強化（田んぼダム）に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算が行われるようになりました。

加算措置 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援（田んぼダム加算）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

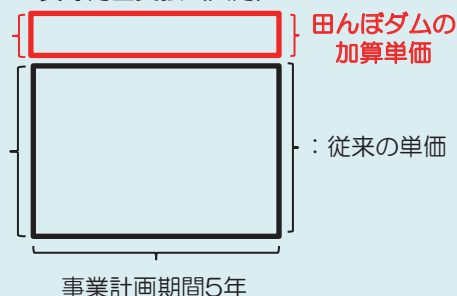
資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	岐阜県
田	300

300円/10a
（岐阜県）

1,800円/10a
（岐阜県）

資源向上支払（共同）



※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと
- ② 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①又は②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

手続きは、（１）市町村長は、以下の「様式第２－１７号」（位置図添付）により岐阜県知事と協議の上「水田貯留機能強化計画」を策定し、（２）対象組織は、市町村の策定する「水田貯留機能強化計画」に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を以下の「様式第１－３号」に記載し、市町村に提出し、市町村より認定を得た上で実施します。

市町村 → 岐阜県に提出（協議）
【様式第２－１７号】

(様式第２－１７号)
【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式
○年○月○日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

○○市における水田貯留機能強化計画の【策定／変更】について（協議）

このことについて、○○市における水田貯留機能強化計画を【策定／変更】したいので、多面的機能支払交付金実施要領第２の６の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

１ 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（別添）

２ 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方

ア、水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方

イ、水田貯留機能強化計画の策定における基本的考え方

３ 備考（必要に応じて記載）

（別添）水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（様式第2-17号添付）

(別添)
水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図

市町村名称：
○○市町村

注１）流域治水プロジェクト等の県の認定を受けた計画に田んぼダムが位置付けられている地域は、本様式の代わりに当該計画を提出することが出来るものとする。

活動組織 → 市町村に提出（承認）
【様式第１－３号（抜粋）】

(５) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

★適用条件
① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち５割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
② 広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち５割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より小さくこと。）

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 年度	令和 年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田		a	円/10a		0%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図
別添３「田んぼダム実施区域位置図」のとおり
※なお、別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添３は省略できる。

（別添３）田んぼダム実施区域位置図
（様式第1-3号添付）

(別添３)
田んぼダム実施区域位置図

活動組織名称：
○○活動組織

注１）別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

共同活動の安全な実施について

活動中の事故が増加しています！

令和7年度の全国の共同活動中の事故は**237**件（死亡事故**10**件）発生しており、活動項目別では、**約7割の151件が草刈中**に発生しています。また、草刈中の事故のうち、約5割が水路で発生し、**転倒・転落**や蜂刺され、**草刈機等接触**によるものが多くを占めています。活動を行う前に、必ず**保険**に入りましょう！

活動前日までに、**現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認**を必ず行いましょう！

- 作業は必ず**複数名**で行い、トラクターなどの農業用機械を運転する際は、必ず**シートベルトを着用**しましょう。
- 活動前には、**参加者の健康状態を確認**し、体調不良の場合は作業を控えましょう。
- 草刈等の作業時には、**作業員同士の間隔を確保**し、**接触事故を防止**するとともに、**ヘルメットの着用**や**スパイク付きの長靴**を履くなど**転倒・転落防止**に努めましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村

活動に当たっては、参加者一人一人が、**事故防止の意識**を持つことが大切です！

草刈り作業中の留意点

1. 防護の徹底

・草刈り機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（又は安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

・事前に、草刈り範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。また蜂の巣なども事前に確認し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。

3. 草刈り機の点検・整備

・刈刃の交換や刈刃が確実に固定されていることや、飛散物防止カバーの装着など、適切な点検・整備を行いましょう。

4. 草刈り機の安全な使用

・作業は安全な使用方法を修得した人が行いましょう。作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。

5. 作業間隔の確保

・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

・振動と騒音で想像以上に疲労がたまるので、こまめに休憩を取り、水分補給も十分に行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈り作業への合図

・草刈り機は騒音が大きいため、作業中に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

安全管理の徹底や事故の発生防止を目的として、上記「共同活動の安全のしおり」を作成しています。構成員への周知や、共同活動時に是非ご活用ください。

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 共同活動の安全のしおり

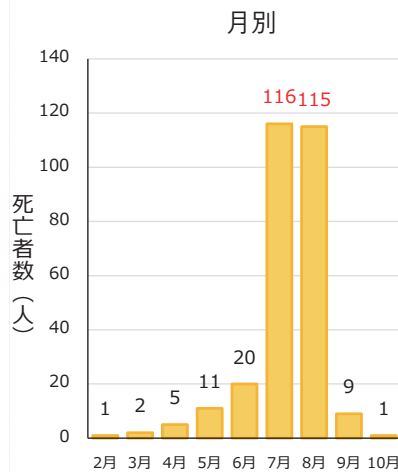
検索

熱中症対策について

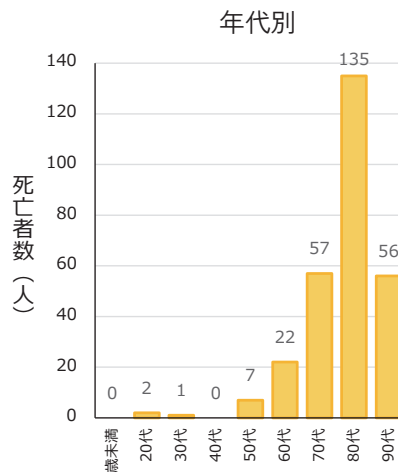
農作業中の熱中症による死亡者は7～8月に集中しており、70代以上の高齢者が大多数を占めています。また、熱中症による救急搬送人員数は、5月頃から発生し、初秋までにわたり多くなっており、真夏以外の時間にも注意が必要です。多くの地域で例年より暑くなることが予想されており、より一層の熱中症対策が必要です。

農作業中における熱中症に関するデータ

農作業中の熱中症による死亡者数（平成26年～令和5年の累計）



※農林水産省「農作業死亡事故調査」より



※農林水産省「農作業死亡事故調査」より

仕事場における救急搬送人員数（令和6年）



※消防庁「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」より
※仕事場：田畑、森林、海、川等 ※農・林・畜・水産作業を行っている場合のみの区分

熱中症対策チェック、症状と応急処置について

熱中症対策

作業中に気をつけること

農作業中の熱中症対策チェック

☑ 高温時の作業は避けましょう

一般的に70歳以上の方は、のどのかわきや気温の上昇を感じづらくなります。日中の気温の高い時間帯は外して作業しましょう。

☑ 単独作業は避けましょう

なるべく2人以上で作業し、時間を決めて声をかけあったり、異常がないか確認しあうようにしましょう。

☑ 20分おきに休憩＆水分補給しましょう

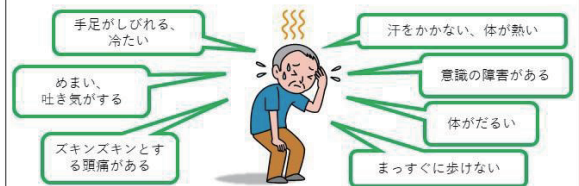
涼しい日陰などで作業着を脱ぎ、体温を下げましょう。のどがかわいていなくても、20分おきに毎回コップ1～2杯以上を目安に水分補給しましょう。



熱中症の症状と応急処置

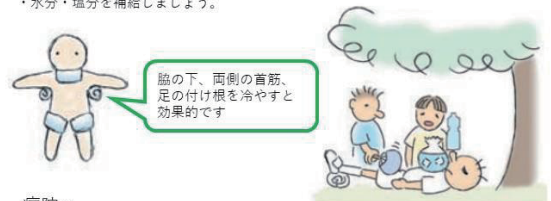
熱中症の代表的な症状

- ・熱中症には特徴的な症状がなく、「暑い環境での体調不良」は全て熱中症の可能性があります。
- ・**体調不良の症状があれば、すぐに作業を中断しましょう。**



応急処置

- ・涼しい環境へ避難しましょう。
- ・服をゆるめて風通しをよくしましょう。
- ・水をかけたり、扇いだりして体を冷やしましょう。
- ・水分・塩分を補給しましょう。



病院へ

- ・意識がない場合、自力で水が飲めない場合、応急処置を行っても症状が改善しない場合は、すぐに医療機関で診察を受けるようにしてください。



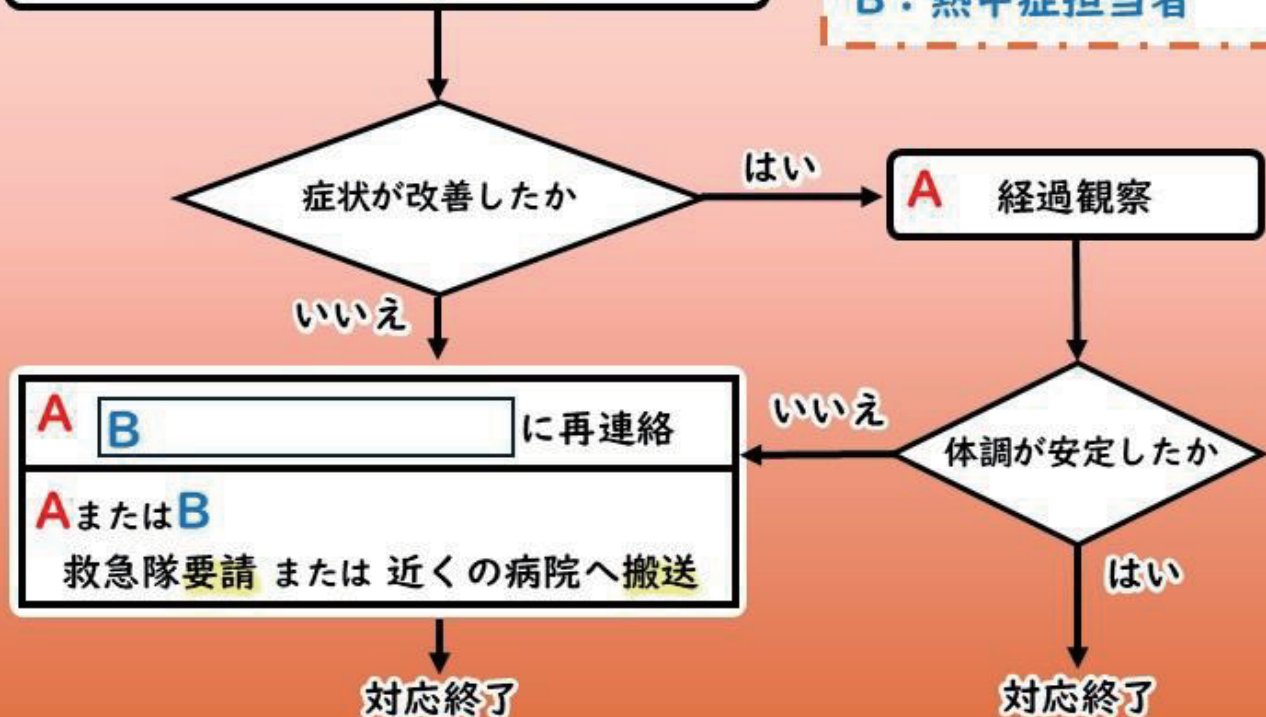
作成日： 年 月 日

作成者：

「熱中症」対応フロー

- A** ・ 熱中症発症または熱中症患者発見
・ **B** に連絡
・ 作業を中断して応急処置

A：あなた
(発症者・発見者)
B：熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者：

TEL：

- ・ 上記連絡先に連絡がつかない時は
応急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番!

近くの病院：

住所：

TEL：

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)

※本資料は厚生労働省が提示しているものを参考に農業現場に沿うよう、農林水産省にて作成しています。

お 知 ら せ

○ 協議会における研修会等の対応について

協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。

またWeb会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えております。

研修会用の映像資料等貸し出しや、Web会議方式の相談会をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。



田ケロー（着ぐるみ）は
貸し出しもしています。
県内ならどこでも参上するよ！

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

岐阜県の農地・水・環境保全だより 第42号

発 行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号（岐阜県土地改良事業団体連合会内）

TEL 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検 索